

環境省告示第百四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号リからル及び第六条第一項第三号ツからムまでの規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平成四年七月環境庁告示第四十号）の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年七月二十七日

環境大臣 小池百合子

題名を次のように改める。

特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

「第三条第三号チ及びリ並びに第六条第一項第三号ソからラまで」を「第三条第三号リからルまで及び第六条第一項第三号ツからムまで」に改める。

第六を削り、第五を第七とし、第七の次に次のように加える。

第八 廃石綿等を令第六条の五第一項第二号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

一 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号。以下「平成四年告示」という。）第十三号イの規定

により廃石綿等の溶融を行ったことにより生じた廃棄物（二に規定するばいじんを除く。）については、第四の一の規定を準用する。

二 平成四年告示第十三号イの規定により廃石綿等の溶融を行ったことにより生じたばいじんについては、第四の二の規定を準用する。

三 平成四年告示第十三号ロの規定により廃石綿等の無害化处理を行ったことにより生じた廃棄物（四に規定するばいじんを除く。）については、第四の三の規定を準用する。

四 平成四年告示第十三号ハの規定により廃石綿等の無害化处理を行ったことにより生じたばいじんについては、第四の四の規定を準用する。

第四を第六とし、第三を第五とし、第二中「規定により処分」の下に「し、」を加え、第二の二中「溶融加工した」を「溶融した」に改め、第二の二のイ中「溶融加工された」を「溶融された」に、「溶融加工されている」を「溶融されている」に改め、第二を第三とし、第三の次に次のように加える。

第四 石綿含有産業廃棄物を令第六条第一項第二号二の規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

一 石綿処分方法告示第二条第一項第一号又は第三号の規定により石綿含有産業廃棄物の溶融を行ったことにより生じた廃棄物（二に規定するばいじんを除く。）については、基準告示に規定す

る基準に適合するよう溶融されていること。

二 石綿処分方法告示第二条第一項第一号又は第三号の規定により石綿含有産業廃棄物の溶融を行ったことにより生じたばいじんについては、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。

三 石綿処分方法告示第二条第一項第二号の規定により石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じた廃棄物（四に規定するばいじんを除く。）については、無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理されていること。

四 石綿処分方法告示第二条第一項第二号の規定により石綿含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんについては、無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。

五 石綿処分方法告示第二条第一項第四号の規定により石綿含有産業廃棄物の破碎（石綿含有産業廃棄物を同項第一号又は第三号に掲げる方法により処理するため行う破碎に限る。）を行ったことにより生じた粉じんについては、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。

六 石綿処分方法告示第二条第一項第四号の規定により石綿含有産業廃棄物の破碎（石綿含有産業

廃棄物を同項第二号に掲げる方法により処理するため行う破砕に限る。)を行つたことにより生じた粉じんについては、無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。

第一中「規定により処分」の下に「し、」を加え、第一の中「熔融加工した」を「熔融した」に改め、第一の一のイ中「熔融加工された」を「熔融された」に、「熔融加工されている」を「熔融されている」に改め、第一の一のロ中「ガス」を「排ガス」に改め、「又は汚泥」を削り、第一を第二とし、第一として次のように加える。

第一 石綿含有一般廃棄物を令第三条第二号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

- 一 石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法(平成十八年七月環境省告示第百二号。以下「石綿処分方法告示」という。)第一条第一項第一号又は第三号の規定により石綿含有一般廃棄物の熔融を行つたことにより生じた廃棄物(二に規定するばいじんを除く。)については、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理生成物の基準(平成十八年七月環境省告示第百一号。以下「基準告示」という。)に規定する基準に適合するよう熔融されていること。

二 石綿処分方法告示第一条第一項第一号又は第三号の規定により石綿含有一般廃棄物の熔融を行

ったことにより生じたばいじんについては、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。

三 石綿処分方法告示第一条第一項第二号の規定により石綿含有一般廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じた廃棄物（四に規定するばいじんを除く。）については、石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成十八年七月環境省告示第百号。以下「無害化処理告示」という。）第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理されていること。

四 石綿処分方法告示第一条第一項第二号の規定により石綿含有一般廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんについては、無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。

五 石綿処分方法告示第一条第一項第四号の規定により石綿含有一般廃棄物の破碎（石綿含有一般廃棄物を同項第一号又は第三号に掲げる方法により処理するため行う破碎に限る。）を行ったことにより生じた粉じんについては、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。

六 石綿処分方法告示第一条第一項第四号の規定により石綿含有一般廃棄物の破碎（石綿含有一般

廃棄物を同項第二号に掲げる方法により処理するため行う破砕に限る。）を行ったことにより生じた粉じんについては、無害化処理告示第一条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。

七 石綿処分方法告示第一条第一項第五号の規定により石綿含有一般廃棄物の破砕又は焼却を行ったことにより生じた廃棄物については、石綿が当該廃棄物の重量の〇・一パーセント以下となるよう処理され、基準告示に規定する基準に適合するよう処理され、又は石綿が飛散しないようセメント固化されていること。